

監査報告書

株式会社日本貿易保険監査役会は、貿易保険法附則（平成27年7月17日法律第59号）第13条第4項に則り、独立行政法人日本貿易保険（以下「法人」という）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。

その方法及び結果は、以下の通りです。

1. 監査の方法及びその内容

株式会社日本貿易保険の監査役（以下「監査役」という）は、監査調書等、法人の監事（以下「監事」という）が行った下記監査の記録を精査し、また、適宜、監事から事情聴取を行い、監査の状況を確認し、法人が実施する当該事業年度に係る業務の監査を行いました。

- (1) 監事は、理事長、理事及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、経営会議、コーポレートガバナンス委員会、その他重要な会議に出席すると共に重要な決裁書類等を閲覧し、本店・支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）について、役職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

コーポレートガバナンス委員会事務局（平成28年10月以降は「コーポレートガバナンス部監査グループ」に改称）は各部の内部監査を実施しましたが、監事は同事務局とも緊密に連携し、内部監査のプロセス及び結果を共有し、実効性のある内部監査及び監事監査の実現に努めました。

- (2) 監査役はさらに、当該事業年度にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について検証するに当たって、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 法令遵守状況および中期目標達成状況

法人の業務は法令等に従い適正に実施され、また中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に遂行されているものと認めます。

- (2) 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

平成26年度に策定した「内部統制システムの整備に関する実施計画」のうち、平成27年度に係る監査報告において「一部に今後も継続した取り組みが必要なものがある」と指摘した課題は、下記の通りいずれも進捗がみられ、相当であると認めます。

- 一 事故・災害等の緊急時に関する防災業務計画及び事業継続計画（BCP）等
首都直下地震に対する事業継続計画が、平成28年4月のコーポレートガバナンス委員会での審議を経て策定されました。
- 二 リスク管理の具体策の検討・実施
平成28年4月のコーポレートガバナンス委員会において、法人の重要なリスク課題について現状のとりまとめを報告し、審議しました。また、7月の経営会議において、新会社が採用すべき統合リスク管理の基本方針の枠組みについて審議を行いました。このうち保険引受リスクについては、引受審査・集中リスク管理・定量的リスク評価の三本柱で管理を行うこととし、さらに新会社において民間再保険マーケットへの出再を実現するため、対策を着実に進めました。また、資金運用リスクに関しては、外部のコンサルタントの協力も得て、法人の資金特性を鑑みた資金運用のあり方に関する検討を進めました。

(3) 役員の職務執行に関する違法・不当な行為

役員の職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は、認められません。

(4) 事業報告書の監査結果

平成28年度の事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表及び決算報告書の監査結果

- 一 平成28年度の財務諸表および決算報告書は、相当なものと認めます。
- 二 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法及びその監査結果は、相当であると認めます。
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制は、相当であると認めます。

平成29年6月13日

株式会社 日本貿易保険 監査役会

常勤監査役 中村 恵司

社外監査役 大塚 章男

社外監査役 山本 智予

